

広島県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	<p>広島県廿日市市大野、同市物見東一丁目、同市物見東二丁目、同市物見西一丁目、同市物見西二丁目、同市物見西三丁目、同市丸石一丁目、同市丸石三丁目、同市丸石四丁目、同市丸石五丁目、同市下の浜、同市上の浜一丁目、同市上の浜二丁目、同市塩屋一丁目、同市塩屋二丁目、同市林が原一丁目、同市梅原二丁目、同市大野原一丁目、同市大野原三丁目、同市宮浜温泉一丁目、同市宮浜温泉二丁目、同市沖塩屋一丁目及び同市沖塩屋二丁目地内</p>					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
上の浜A（一七四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上の浜A（一七四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	屋田越（八六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	物見山A（八八七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

東塩屋川（四五―一二）	東塩屋川（四五―一二）	西毛保川（四六）	小山川（四七）	西毛保川（四八）	毛保川（五〇―一二）	滝山川（五〇―一二）	永慶寺川支川（二五）	永慶寺川支川（二五隣）	永慶寺川支川（二六）	永慶寺川支川（二七）	渡の瀬（二二七―一二）	渡の瀬（二二七―一二）	渡の瀬（二二七）	鳴川（二七四八）	八坂（八八七）	下灘（六八八九）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
東塩屋川（四五―一二）	東塩屋川（四五―一二）	小山川（四七）		毛保川（五〇―一二）		永慶寺川支川（二五）		永慶寺川支川（二六）		渡の瀬（二二七―一二）		渡の瀬（二二七）		鳴川（二七四八）	八坂（八八七）	下灘（六八八九）
土石流	土石流	土石流		土石流		土石流		土石流		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

上ノ谷川支川 (三二一)	鳴川 (三二)	下灘川 (三三)	下灘川支川 (三五一二)	垣の浦川 (三五一一)	八坂川 (五〇四九)	八坂川 (三六一三)	八坂川 (三六一二)	四十八坂川 (三六一一)	丸石川 (三七)	向原川 (三八二)	向原川 (三八一)	青海苔川支川 (四〇〇)	向原川支川 (四二)	青海苔川 (四二)	上桐川 (四三)	塩屋川 (四四)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
上ノ谷川支川 (三二一)			下灘川支川 (三五一二)		八坂川 (五〇四九)		八坂川 (三六一二)	四十八坂川 (三六一一)				青海苔川支川 (四〇〇)				
土石流			土石流		土石流		土石流	土石流				土石流				
次の図のとおり			次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり				

東鳴川（二九）	中谷川（三一） 一一三	土石流	次の図のとおり	中谷川（三一） 一一三	土石流	次の図のとおり
	中谷川（三一） 一一三	土石流	次の図のとおり		中谷川（三一） 一一二	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。